(総則)

第1条 本市の建設工事及び測量・建設コンサルタント業務について競争入札(以下「入札」と総称する。)を行うもののうち、高松市契約規則(昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則(平成30年高松市規則第34号)第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。)第12条第3項の規定による入札(以下「電子入札」という。)を行う場合の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、契約規則その他の関係規程及び指示事項に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札に参加できる者)

- 第2条 一般競争入札又は指名競争入札(公募型指名競争入札を含む。以下同じ。)に参加できる者(以下「入札参加資格者」という。)は一般競争入札においては一般競争入札に参加できる者として市長の確認通知(入札後審査型制限付き一般競争入札にあっては、入札参加資格の確認)を受けた者とし、指名競争入札においては市長から当該入札につき指名通知を受けた者とする。
- 2 入札参加資格者は、設計書、図面、仕様書、現場等(設計書、図面及び仕様書について の質問及びこれに対する回答を含む。)を熟知の上、入札しなければならない。
- 3 設計書、仕様書、図面等については、市に対して質問をすることができるものとし、 質問及びこれに対する回答に係る手続に関しては、公告(指名競争入札にあっては、案 件ごとの入札情報等)において定める。

(入札の参加)

- 第3条 入札は、かがわ電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して 行うものとする。
- 2 入札参加資格者が初めて電子入札システムを利用する場合(登録済み事項の変更の場合を 含む。)及び新たに電子証明書(電子入札システムの利用に必要なICカード等をいう。以 下同じ。)を取得した場合には、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。
- 3 電子証明書は、高松市に対し入札参加資格審査申請を行い、企業 I D及びパスワードの交付を受けている企業(支店、営業所等が入札参加資格審査申請を行っている場合は、その支店、営業所等)の代表者の名義のものに限るものとする。
- 4 建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札において、主任技術者又は監理技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に規定する工事の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者をいう。ただし、同項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。)を配置することができない者は、入札に参加できない。

(入札の辞退)

- 第4条 入札参加資格者は電子入札システムによる入札書を提出するまでは、電子入札システムにより入札辞退届を提出することにより、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札書提出締切日時になっても入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 3 電子入札システムによる入札書提出後は、辞退することができない。ただし、開札までに高松市電子入札(工事・コンサル)運用基準(平成18年6月1日施行)6(2)の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 一般競争入札又は指名競争入札において、入札を辞退した者は、これを理由として以後の 指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 前各項の規定については、再度入札を行う場合における入札参加資格者に対して、準用する。

(公正な入札の確保)

- 第5条 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法 律第54号)等の規定に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加資格者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加資格者と入札 価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加資格者は、落札者の決定前に、他の入札参加資格者に対して入札価格を意図的に 開示してはならない。

(入札の停止、中止及び取消し)

- 第6条 緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがある。
- 2 システム障害等により、入札を行うことができない場合においては、市長の指示に従わなければならない。

(入札の手続)

- 第7条 案件の発注に当たって電子入札で行う旨を指定した案件(以下「電子入札案件」という。)は、電子入札システムで処理することとし、原則として、紙による申請書(添付書類を除く。)や入札書の提出は認めないものとする。
- 2 代理人が入札しようとするときは、あらかじめ、市長が定める期限までに、委任状を市長 に提出しなければならない。
- 3 前項の入札参加資格者は、他の入札参加資格者を代理することができない。
- 4 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。
- 5 指名競争入札において入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の11第1項 において準用する同令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約した ものとみなす。

(入札金額の記載要領)

- 第8条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当 する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) をもって落札金額とするので、入札者は、次の要領で金額を記載しなければならない。
  - (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積 もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入力すること。
  - (2) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用いること。 (入札の無効)
- 第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 同一の入札について、2以上の入札書を提出したもの
  - (2) 指定日時後に電子入札システムに到達したもの
  - (3) 電子入札システムにおいて、必要な項目が入力されていないもの又は文字・数字が誤脱し、若しくは不明であるもの
  - (4) 電子証明書を取得していない者がした入札
  - (5) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
  - (6) システムの不正利用及びICカード等の不正使用により行った入札
  - (7) 積算内訳書が添付されていないもの、積算内訳書と入札書の金額が一致しないもの又は積算内訳書において1,000円以上の端数処理若しくは調整額等の値引きをしているもの
  - (8) 入札後審査型一般競争入札により入札を行った場合において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの (失格)
- 第10条 最低制限価格を設けた場合において、開札の結果最低制限価格に満たない金額で入札をした者は、失格とする。総合評価落札方式により入札を行った場合において、あらかじめ設定した価格を下回った金額で入札をした者のうち、契約規則第14条の2第1項各号のいずれかに該当する事由があると判断された者についても、同様とする。

(再度入札)

- 第11条 予定価格を事後公表とした価格競争入札の案件で、最低制限価格を設けた場合において、入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上にないとき、また、予定価格を事後公表とした総合評価落札方式の案件で、低入札価格調査基準価格を設けた場合において、入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格にないときは、再度の入札を行う。再度の入札を行う場合、原則として、初回の開札の日と同日に開札を行う。
- 2 初回の入札において無効の入札をした者及び失格となった者は、再度の入札に参加することができない。

- 3 入札執行回数は、初回の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。
- 4 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額 で入札した者は、失格とする。

(落札者の決定)

- 第12条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。
- 2 落札者が決定した場合は、その結果を全ての入札参加者に通知するものとする。
- 3 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、別に定める方法による電子くじにより落札者を決定する。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

- 第13条 最低価格をもって入札した者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、 その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入 札した者を落札者とすることができる。
  - (1) その者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した 履行がされないおそれがあると認められるとき。
  - (2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあって、 著しく不適当であると認めるとき。
- 第13条の2 競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から前2条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることができる。
- 2 市長は、前項の場合において、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって入 札した者であっても、前条各号のいずれかに該当する事由のあるときは、その者を落札者と せず、その他の者のうち予定価格の範囲内で価格その他の条件が市にとって最も有利なもの をもって入札した者を落札者とすることができる。

(積算内訳書の提出)

- 第14条 入札参加業者は、原則として、当該入札に係る積算内訳書を電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより入札書に添付する方法により提出しなければならない。 (契約保証金の納付)
- 第15条 落札者(建設工事に限る。)は、契約の締結時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、設計金額が500万円に満たないときは、この限りでない。
- 2 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額でなければならない。
- 3 契約保証金には利子を付さないものとする。
- 4 契約内容の変更により、契約金額の増減があった場合は、その割合に従って契約保証金を

増減することができる。

5 契約保証金の納付は、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって 代えることができる。

(契約保証金の減免)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、契約保証金を減 免することができる。
  - (1) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社又は金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(連帯保証人)

- 第17条 落札者(建設工事に限る。)は、連帯保証人を立てることを必要としない。 (契約書の提出)
- 第18条 落札者は、当該落札した契約について市所定の契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内に、当該契約業務を所管する課に提出しなければならない。

(議会の議決に付すべき契約)

第19条 高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年高松市条例第14号)の規定により、議会の議決に付すべきものについては、落札決定後仮契約を締結し、高松市議会の議決を得た場合において、契約が確定する。

(異議の申立て)

第20条 入札者は、入札後は、この心得その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、 異議を申し立てることができない。

附則

この心得は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この心得は、平成20年1月24日から施行する。

附則

この心得は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この心得は、平成22年8月18日から施行する。

附 則

この心得は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この心得は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- この心得は、平成24年6月1日から施行する。 附 則
- この心得は、平成25年10月1日から施行する。 附 則
- この心得は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この心得は、平成26年11月25日から施行する。 附 則
- この心得は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この心得は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この心得は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この心得は、令和元年10月28日から施行する。 附 則
- この心得は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この心得は、令和2年10月1日から施行する。